○厚生労働省告示第四百六号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十条の三第一項第一号への規定に基づき、雇用保険法施行規則第百十条の三第一項第一号へ及び第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成二十五年厚生労働省告示第三百九十号）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日より適用する。

平成二十八年十二月二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一項第五号中「含み、六十五歳未満の者に限る」を「含む」に改める。

○農林水産省告示第二千三百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町東田代字神林一三八二の一、一三八三の一、一三八六の四、一三八六の七、一三九三の一

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　佐賀県鹿島市大字山浦字浄土丁二二二〇の四、丁二二四三の一四、丁二二四三の一九、丁二二四三の二二

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　佐賀県杵島郡江北町大字佐留志字一本松二六六一の一、二六六一の二、二八〇二、二八〇三、二八〇七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び江北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市東川登町大字永野字馬正元八九八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市本匠大字上津川字高野六一四の一から六一四の四まで、六二一の一、六二二の一、六二三の一、六二六から六三〇まで、六三四の一、字堂面六一五、字アゴ畑六一七、六一八、字萩野六三一

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市鶴見大字沖松浦字猿ケ谷三四八の二（次の図に示す部分に限る。）、三四八の一、三五〇の一、三五一、三五二、三五四の一、三五六の二、三五八の一、三六六、三七二、三七三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字猿ケ谷三四八の二・三五〇の一・三六六・三七三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、三四八の一、三七二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　長野県長野市鬼無里字横倉一二二〇の一、一二二〇の二、一二二〇のイ、一二二〇の八、一二二〇の二、一二二一

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）